

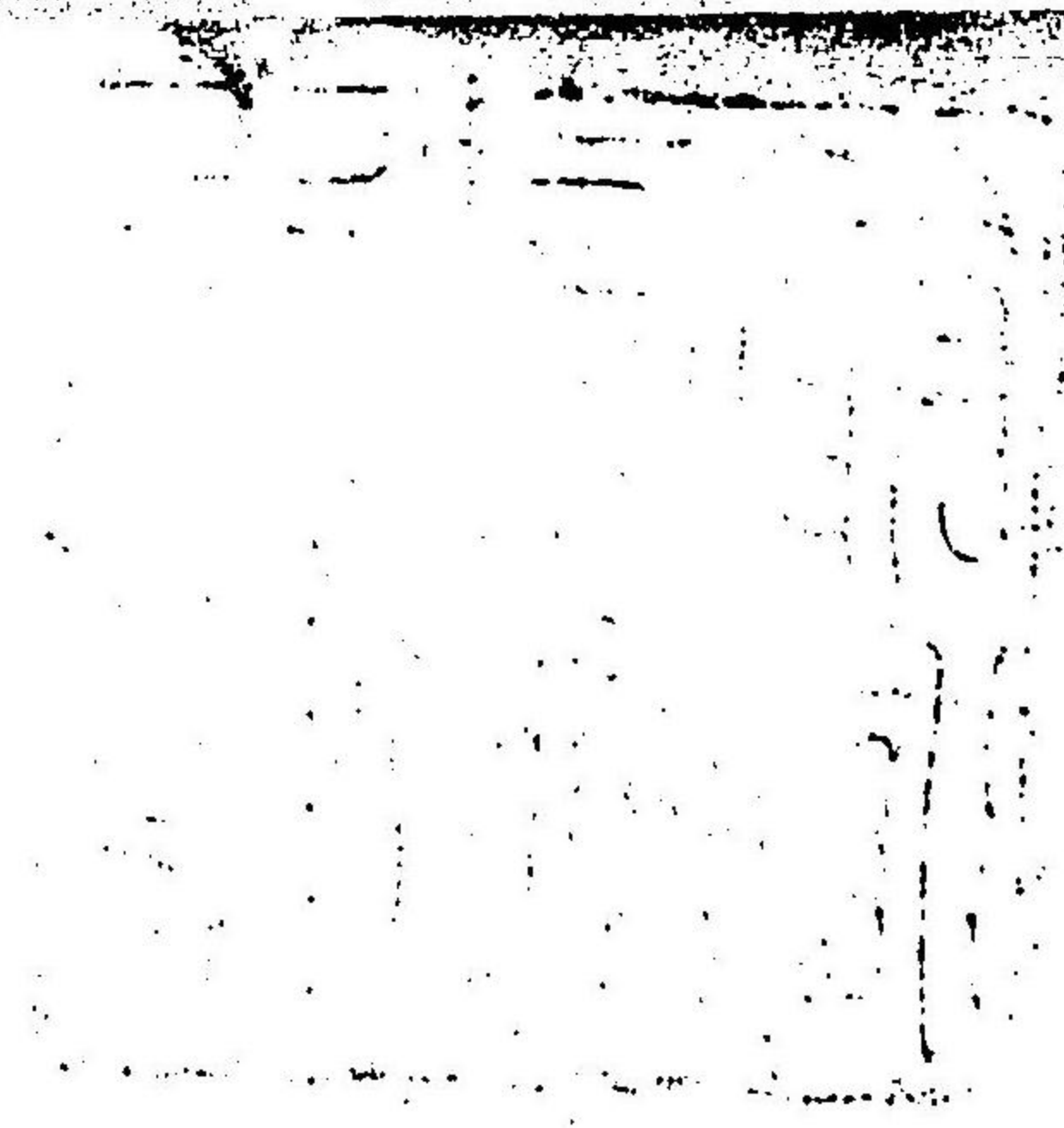
D 3

191  
296

開總  
山持  
太  
祖  
略  
傳  
完

東國圖書集成

特49  
42





唯揮椽筆編傳紀開卷乃為肉  
 尚隨五世雲烟松樹月以斯風  
 趣與兒孫

明治十二年三月

大教正永平環溪謹題

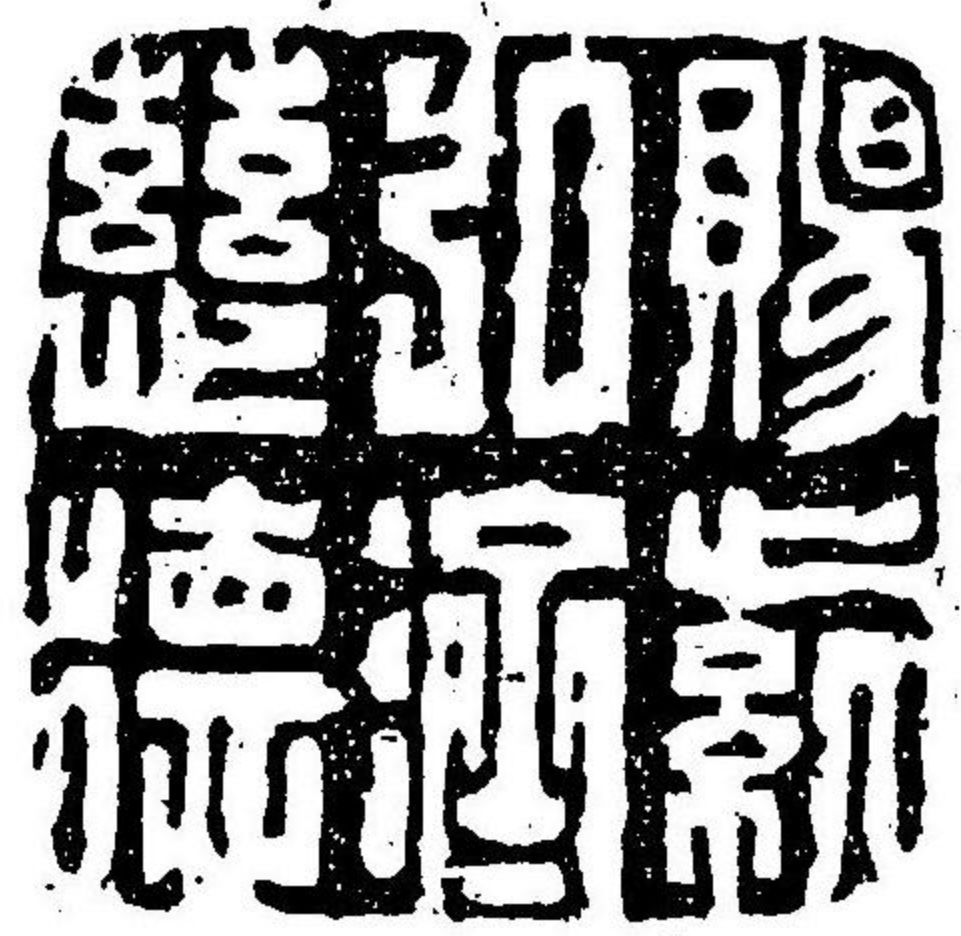


太祖略傳序

道由人弘。法待緣顯。有道無人。雖文存而不悟。有法無緣。雖並世而弗聞。聞法資乎時來。悟道籍於機至。機至然後理感。時來然後化通矣。昔吾高祖航海得法於震旦。西來祖道方流。皇國是豈非法待緣顯者乎。莽祖介祖等改衣歸化。至於太祖門風丕振。可謂道由人弘。

矣。今也去祖已六百年。運屬澆季。群萌信淡。其設教不得不懇勵。其暢義宜務切近焉。老衲命執事琢宗。編太祖略傳。稿成而將上梓。考證審密。序舉詳明。能發揮祖師之生涯。而專卑近其言。使見者易解。意蓋在順時運。以卷舒教義。抑揚風軌耳。若夫言外得旨者。牆壁瓦礫。無物不是。何必要此書。此亦機至而理

感。時來而化通之謂也。  
 時明治十二年己卯三月幻寓總持奕  
 堂老衲



異樂示

古錦披來重緝漉慈雅孝脚粲金幽十  
 條勅對含春象織出門風萬世機  
 遠孫大泉幼住巖顯高謹題



凡例

一 國師の履歴は扶桑僧實傳を始として延寶傳燈錄洞上諸祖傳續傳重續傳洞上聯燈錄及ひ元祿四年別に刊行せる行實錄等に掲載する所大同小異にして互に詳略ありまた其法語垂示の如きは法子法孫の傳記中に散在する頗る多し故に今は諸の傳記の同異を參考し尤も的實なる事項のみを摘撮して此の編の本文となす

一 國師の御眞筆並に峨山和尚眞筆の記事各々一卷本山に秘在せり其他の古文書及ひ大乘寺永光寺等に密藏して世人に從覽を許さざる者抄からず今悉く就て拜閱し其中緊要なる事を出抄して以て前條傳記の闕漏を補へり

一 傳記は都て漢文なれども此編は彼此を摘撮抄出し年に繋けて事を序するが故に或は原書を直譯し又は趣意を述て和解する者あり只人をして領解し易からしめんとを要するの赤心のみ始終連總して以て史傳の體を具せるものに非ず將亦傍わらに訓音の假名を置るは只童蒙に便する迄なれば悉く本韻に據て作せるにわらず抄にせら要にゆる命にめると假名を附けたるの類篇中甚だ多し讀む人該誤答を答ひる

となく幸に恕せられよ

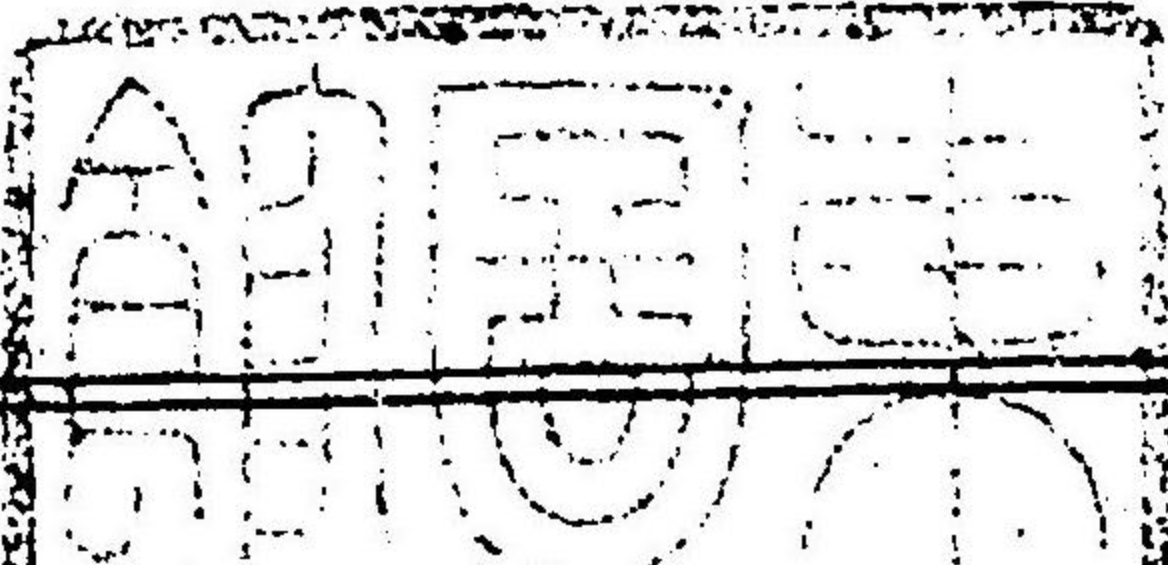
明治十二年三月

編者誌

總持太祖略傳

日本曹洞宗大本山能登國鳳至郡楯比莊諸嶽山總持寺開祖佛慈禪師弘徳圓明國師登山紹瑾大和尚は越前國多禰邑の豪族藤原某の一子なり

按するに高泉の扶桑僧寶傳師蠻の延寶傳燈錄並に洞上諸祖傳以下洞上聯燈錄等皆越前多禰郡の人となす然るに是より先き通幻寂靈和尚の撰まれたる國師の行實と云へる古寫本には越之前州多禰邑とあり又永光寺に秘藏せる洞谷第一祖勅賜佛慈禪師登山和尚行實と題せる古寫本にも素と越前の多禰邑に生れたまひしが未だ昔て其氏族を説きたまはざりし(取意和譯)と見ゆ古今類聚越前國誌には和漢三才圖會を引き能登國總持寺開山登山和尚越前多禰郡人となして謂く案するに本州に多禰郡なし坂井郡多禰なるべしと云ひ越前名蹟考(舊越前藩秘書)にも同く和漢三才圖會を引き多禰郡は何れの處といふことを知るべからず越前國とあるを以て茲に記して後の考に備ふと云へり蓋し和漢三才圖會の卷の七十に國師の事を記せれど



も此書は正徳の頃の編集にて彼の延寶傳燈録等を抄録せしものなれば其謬誤あるも宜なるが元録四年に芳春院鳳山和尚が編輯して世に行なはれたる行實録には本山及び永光寺の古寫本をも調べらるべかりしに然なくして矢張り多禰郡人とのみ記されしは如何にぞやさりながら古來僧史を編む人は専ら嗣承機縁語句を採集するを肝要とし氏族生處など探るは詮なき業となしつれば斯く邑を郡とも書さしを遂に郡と謬まりしなど固より深く咎むべきに非るなり偕又類聚國誌に坂井郡多禰なるべしと云ものは今坂井郡丸岡のはどりに種村といふ村あるを指すものなるにや然ならず是とも確乎なる記録のあるに非ざれば何れとも定め難し故に暫く疑はしきを闕き今は通幻和尚の記及び永光寺の古寫本に據て多禰邑と記する而已初め父母は其子なきを憂ひ何にもして一子を得ばやと思ふの心おこたらざりしが或歳の夏の頃にやありけん夫婦諸共に庭に出て雛につたふ朝顔の花のさかりに開けるを見て相顧りみて語て曰く我等此世に生れ來て衣食住は更にも語はす何一つ事足らぬとも思はねど唯子なきのみ歎かはし哀れ世は實に無常にて人の命は此の朝顔の日

の出限りの花に宿れる露の乾くよりも尚ほ脆しとかや朝に紅顔の麗はしきあるも夕まで保ち難し若終に一子もなふして此世を過ぎ去らば年頃貯ひたる多くの資財も之を誰かに譲り與ふべき抑も浮世の資財は尙ほ幻泡の如し之を棄るも惜からねど我等亡きのち誰かまた我等が菩提を弔ふべきや假初にも骨肉を分てし者ならでは争で真情に追福修善し我等か冥路を照さんやと相視て涙に袖をうるはし暫し言葉もなかりける

斯くて夫人は年已に三十を越たれども未だ一子もあらざれば之を憂ひて寢食をも安んずるとなく或歳の春の彼岸の事なりしが祖先の墓に詣ふで、香花を手向け最懇ろに禮拜しつゝ且つ心に念ずらく祖先以來家系聯綿として吾夫まで傳はりしを我等如何なる業障ありて斯く世繼の子を得られざるや祖先の尊靈もし照鑑したまはし願くは一子を授け給へと伏拜みつゝ頓て墓門を出て寺に入り佛を禮して又もや一子を得んことを祈る折柄住持の僧は人々の爲に放生會を修し且つ殺生の極惡罪業なる因縁と放生の利益廣大なる道理を懇ろに説示さるゝ節なりければ夫人も其席に列なり合



掌恭敬して至心に其説く所を聴聞するに謂く凡そ人のなす業に悪き事共多かれど中に就く殺生はと罪業のふかさものはあらじ又善き事の多き中にも放生はと利益のわつきはわらぬぞかし其故は猥りに殺生する者には悪魔の眷屬附き纏ふて常に其身を離れざれば現世には何事も心になはず後世は必らず惡道に墮つ或は前世に殺生せし因縁にて此世に多病の身となるも又は一生子なきも又自然れば佛は殺生を誡めて惡業中の最惡と説きたまへり之に引かへ放生は諸佛菩薩の慈悲に契ひ諸天善神の擁護を受け現世は更なり後の世も善處に生れて快樂を極むべし或は過去の惡業にて現世に多病又は子なきも早く夙因の所感と知りて至心懺悔の念をおこし頻に放生を行へば業障漸やく消滅して身も健かに又は聖子を得て幸福を受けん然れば佛は放生を勸めて善事の中の最善と示したまへり嗚呼慎むべきは殺生なり又行ふべきは放生ぞかし各々ゆめゆめ疑ひ玉ふ勿と

按ずるに正法念處經の卷の二に曰く一切の諸法は命を根本となす故に人皆命を護む然れば殺生をなさざるは則ち命を施すの理にて倍その命を施すは一切の樂みを

施すと云ものなり故に施しの第一は命を施すに如くはなしと(取意和譯)又大智度論の十三に曰く譬は買客の海に入て寶を探るが如き已に大海を出んとするに及びて其船にはかに壞れあらゆる珍寶を失ひ盡したりさる程に買客のいふ様我れこの大なる寶を失はざりしこそ喜ばしけれと人々之を恠しみて問ふ已に寶を失ひ盡し僅に裸形にて歸り得しを何をか喜ひて大なる寶を失なはざりしといふや買客これに答て曰く一切の寶の中に人の命はと尊きはなし故に命の爲にこそ財をも求むれ誰か財の爲に命を求むべきぞ然れば佛は十不善道及び五戒を説きたまふに皆殺生を最初となす若し人種々にもろくの福德を修するとも不殺生戒なきときは則ち利益多からず何故ぞとなれば假令富貴の家生まれ勢力豪強なりとても若し壽命なき時は誰か其樂みを受ることを得んや知るべしもろくの罪多き中に殺生の罪最も重くもろくの功德多き中に殺生せざるを第一とす(取意和譯)と願ふに彼の住持の僧の説し所は是等の經論などに據れるものなりしにやあらん夫人は聞くまゝに我身に引き當て感涙といひることを能はざりしが急ぎ家に歸りて其

由を具さに夫に物語れば夫も頻に感泣しつゝ深く夙世の罪業を懺悔し共にこれより放生の業をぞ修したりける

爰に又遠くもあらぬ村のほとりに多禰の観音とて名にし老ふ靈験たかき菩薩の尊像あり母夫人は篤く此菩薩を信仰し専はら一子を得させ玉へと祈ることおこたらざりし

按ずるに多禰の観音と云へること國師の傳記中に屢々見ゆれを今その何れの道場ども考ひ難し抑も越前國南條郡帆山村の帆山寺は天台宗の古刹にて観音大士の靈場なるが此寺に笠山大禰師由來記と云るもの三宗觀音山略記と云もの一卷ありて何れも多く國師の行實を記し且つ母夫人の祈られたる多禰の観音とは此寺の本尊なる由を説き卷末に至て論じていふ様笠山禰師は他宗の人にして我が宗（天台宗を云ふ）に關らず何故に斯は委く其始末を説くぞと云に禰師の生緣已に我が本尊の靈験に出るときは師は之れ我が本尊の化身なり何ぞ我に關らずと云ふべきや然れと澆季の薄俗は斯る事に疑ひを容るゝ者あるゆへ殊更に天下の僧史を書くもの

をして疑ひを斷しむるの勸誘にもと思ふなり況して彼師の功を傳ふるは還て我等の勳を擧るものなるをや（本書漢文今は取意和譯）とあり又由來記には國師は南條郡帆山村の郷士瓜生判官の子孫なりと云へり而れども是れ將た外に確乎なる文献もなし或人曰く洞上聯燈錄の卷の一に別原圓旨禰師の傳ありて師姓は平氏越前の人七歳の時父に隨て帆山寺に詣で觀音大士を拜して大に喜べり（取意和譯）と見ゆ圓旨禰師は國師と同時なれば偶々之を誤り傳ひて國師の行實に附會し斯る由來記など作れるには非ずやとそれ或は然ることもあらんかなれども何れも皆確證なければ總て疑ひを闕くのみに

文永五年戊辰十月八日 國師誕生

この年母夫人三十七歳頃しも正月初旬の事なりしが一夜枕に就きながら過去かた行末の事どもを憶かり世の中のおじさなきをかこち我身の業障の深きを歎きつゝ暫しまどろむその駒隙に早や夜は曉け方となりぬと思へば興き出で、面を洗ひ淨壇に燈燭などたてまつり至心に佛を禮拜し頼て身をかはして東に向ひ朝暾を拜まんとせし

に忽ち日輪虚空を離れ飛び来て我が口に入りしゆへ思はず之を呑むよと見て驚き覺れば尙ほ眞夜中の夢にぞありけるこのときに當り身心爽快にして我と我身を忘るゝ如く自から奇異の感をなせしが適く此月より妊娠せしを覺ひしかば始めて靈夢の瑞兆を知り夫婦の喜び言はん方なく夫人は是より殊更に觀音大士に祈誓して曰く平生の所願むなしからず今已に大悲の感應を蒙り我等この身のあらんかぎり何に恭敬供養したてまつるも慈恩に酬ゆる術なけれど此上の大慈大悲は此身を擁護申してで聖子を生しめたまへと毎日禮拜三百三十三禮し又普門品を讀誦すること三十卷つゝ一日も忘たることなかりしが遂に十月八日の朝暾の昇る時聊かも苦痛なく安らかに分娩したまへり時に紫雲屋上を掩ひ異香室に満て馨しく近隣細黨皆祥瑞を感じ生れたまひし兒は果して是れ牛姿秀拔面貌端正にして風神尋常の嬰孩に異なり

文永六年己巳 國師年二

文永七年庚午 年三

襦袢の中にましくして侈多和々とのたまふうちに時々は掌を合せ南無々々と唱ひつゝ三寶を禮するの姿自然にそなはりて嬰兒に似ざる有様あれば見る人聞くもの嘆稱して神童とぞ呼ばなしたりき

文永八年辛未 國師年四

文永九年壬申 國師年五

資性穎敏生ながらにして能く知る誠に凡人に非ず然れば平生の遊戯にも石を積て寶塔に比し或は土を圍めて佛像に擬し又よく母に順ふて普門品を誦するなど自から佛事をなすをこよなき樂みとなし終に尋常の兒童に交はりたまはず然りながら意はなはた十念にして輕躁の振舞あり輒もすれば嘔り腹立ち異しきまでに狂ひ叫びて自ら傷ることさへ數々なれば父母の歎きは大方ならず種々に醫藥をも盡せしが更に其詮わらざれば益く悲歎に堪ぬすして且つ思ふやう吾兒斯く曠怒狂叫の常ならざるは四大不調の故ならず又蛔蟲の爲にも非ずこれ或は夙因業感の然らしむる所にて中々に醫藥の療すべきに非ざるにや然らば寧ろ三寶の力に藉るのはか終に痊ざる所な

るべし争で猶豫すべきやとて直に復た多福の觀音に祈誓をこらして謂く此兒たどひ  
敏捷絶倫なるも瞋恚の毒焰心の病となり遂に薰習して消滅することなくば安んぞ能  
く身を立て名を顯はして我等が所願を満たしむることを得んや唯願くは大悲哀愍の  
業病を痊しめ玉へと日夜丹誠おこたらざりしが奇むべし國師の瞋怒これより倏ま  
ち和らぎて事に觸れ縁に對して溫柔なること恰も猶ほ生を替しが如くなりし

文永十年癸酉 國師年六

一時母に順ふて觀音の聖像を禮拜し熟々菩薩の相好端嚴微妙なるを仰ぎ見たまひ突  
然母に問ひ尋ぬるやう此菩薩は何處に住し何なる業を作し何等の功德まし〜てか  
斯く庶人の崇敬を受けたまふや菩薩も亦た人なりや將た人にはましまさずやと母は  
聞て大に驚き此兒僅に懷を離れ未だ菽麥の辨まへだになき筈なるに俄に斯る問を  
なす或は鬼神などの憑依しには非ざるかと思へはそるに悚しくて答ふる詞もなか  
りしが徐に之を撫しつゝ和兒が問ふ所は此母も篤とは得知らぬことなるが此菩薩は  
善く諸の方所に應して弘誓の深きこと海の如しと聞つれば泛く佛經の理を明らめし

大知識の高僧ならねは其功德因縁など説解すること難かるべし然れば我等は只管に菩  
薩の大悲に歸命して攝取救済を仰くのみぞと告げたまひしが是より國師は出家求法  
の志を起したまへりどぞ謂ゆる栴檀は二葉より香し〜といふものによ

文永十一年甲戌 國師年七

俊才敏慧にして凡そ一回耳に觸れ目に遮ぎれるほどのこと永く記憶して忍れたまは  
す父母の命に依り郷校に就て書を學びたまふに經史の類は教授を待たずして獨り自  
から通曉し世間塵俗の書類をは掃くことを好みたまはず造次にも佛經を讀誦し三  
寶を禮敬したまふこと恰かも宿習の如くなりし

建治元年乙亥 國師年八

離塵求法の志ます〜深く遂に父母に出家を乞ひたまひしが初のはゞは父母も之を  
許さゞりしに頻りに乞ふて止みたまはず一日父母に迫り若し出家を許したまはずは  
今日より物を食へまじとて絶食したまふこと三日に及び尙ほ請たまふことの切なれ  
ば父母大に驚歎し逆も塵中に留むべき兒ならぬを覺りたまひ釋尊降誕の日を撰み是

年四月八日といふに相携へて永平寺に登り徹通義介禪師を拜して驅鳥の沙彌とぞならしめたまふ

按ずるに洞上諸祖傳と行實錄には八歳にして徹通を師とし鍔髪して沙彌となり十三歳の時孤雲祖に依り受戒したまふ由しるせれど延寶傳燈録と洞上聯燈録は十三歳にて雲祖に投じ剃髮受戒したまふと記されしが更に本山及び永光寺に秘藏せる古記を閲するに建治元年四月八日に永平寺の東堂和尚に投じ驅鳥となると記せれば八歳出家こそ確實ならめ倍又徹通介祖は文永九年壬申に永平寺の任務を辞し山下に養母堂と云るを攝へ母に孝事したまひて永平寺を以て義演師に繼席しめられし由傳燈の介祖及び演祖の傳に詳らかなれば是年介祖は永平寺の東堂たりしことも亦明らかなり

建治二年丙子 國師年九

建治三年丁丑 國師年十

弘安元年戊寅 國師年十一

弘安二年巳卯 國師年十二

斯くて此數年の間は親しく介祖の訓誨を受け廣く内外の典籍を學び又大衆の後に從て勤修精進少時も怠りたまふことあらざりしが或人戯れに問て曰く苦修練行して何事をか求むるや國師對て曰く佛法は戲論を以て求むべからずと其活潑敏持概むね此の如くにして大人もをさく及ぶべからずと衆皆歎稱愛撫せり

弘安三年庚辰 國師年十三

是年二月十八日介祖の教に隨て孤雲懷辨禪師に就き大戒を受けて僧となりたまふ禪師其志の勇猛にして必らず爲すことあるを察したまひ切に歎賞して曰はく此子後生なりと雖ども夙に大人の所作あれば他日人天の導師となりて大に吾宗を振興さんと懸かに識記したまへり然るに程なく懷辨禪師は疾に罹りたまひしかば國師に命じて日夕の湯藥に侍らしめらる一日衆に告て曰はく吾老病また起つこと能はざるを知る憾む所は此子(國師を指す)を接得して其生涯を觀ざるに在りと遂に國師に囑して復た介祖に依止せしむ國師感佩して敢て忘れたまはず終に辨祖はこの年八月廿四

日を以て遷化せしませしかば國師は更に介祖に參じ愈々力を着けたまふ

弘安四年辛巳 國師年十四

弘安五年壬午 國師年十五

弘安六年癸未 國師年十六

弘安七年甲申 國師年十七

この數年の間は徹通介祖の左右に侍り晨參暮請したまふこと眞に頭燃を救ふが如く  
顔ふる洞上の宗旨を究め兼て博く眼を佛經祖錄に晒し且は古聖先徳の行事を觀て  
銳意奮發日もまた足らずとなしたまふ

弘安八年乙酉 國師年十八

是年正月廿日介祖に請ひ初めて遊方行脚したまふ時に寂圓和尚寶慶寺に住して化門  
盛なりしかば國師遊方の初め先づ寶慶寺に到り寂圓和尚に參じて夏を過したまふ秋  
に及びて寶慶寺を辭し直に京師に赴けりこの頃萬壽寺の寶覺白雲の慧曉は最も有名  
の耆宿なりしかば國師は殊更に相見せられしに皆器重敬愛せらる尋て叡山に登りて

專はら天台の法門を扣究したまふ

按ずるに寂圓和尚は宋國の人にして安貞元年高祖に従て來朝し常に左右に隨侍せ  
しが高祖遷化の後懷辨禪師の嗣となり玉ふ其傳洞上諸祖傳の上卷及び洞上聯燈錄  
の卷一に見へたり又萬壽寺の寶覺は東福寺聖一國師の法嗣にて諱は湛照號は東山  
と云ひ寶覺は勅賜の禪師號なり白雲慧曉も亦た聖一國師の嗣諱は慧曉號を白雲と  
いふ何れも元享釋書の卷八延寶傳燈錄の卷十に傳わり

弘安九年丙戌 國師年十九

秋七月叡山を辭したまふこの時に法燈禪師紀伊の興國寺に住して雷名寺内に轟けり  
因て國師は特に行て扣參したまふに法燈一見して大に賞歎し留めて冬を過さしむ  
按ずるに法燈禪師は諱を覺心と云ひ高祖深草に閑居せしませしとき來りて菩薩戒  
を受けたりしが後に入宋して法を黃龍の無門慧開に嗣ぐ則はち由良の開祖にして  
法燈は其論號なり傳は元享釋書卷六及び延寶傳燈錄卷二に見ゆ

弘安十年丁亥 國師年二十

徧ねく天下の叢席を歴遊して宗匠知識の門庭を叩きたまふに至るところ賞讃を蒙りらざるはわらざりしかば國師は未だ自から安としたまはず

正應元年戊子 國師年廿一

越前に歸り寶慶寺に造り再び寂圓和尚に參じたまひ尋で永平寺に登りて介祖を歸省したまひしかば介祖大に喜びて茶を點じ在昔迦葉尊者の法華會上に在て長者獅子の譬喩を説れし事など話したまひ最懇ろに慰勞したまひしとぞ

正應二年巳丑 國師年廿二

介祖に既從して加賀國大乘寺に至りたまふ會へ法華經を看讀したまひて法師功德品の中父母所生眼悉見三千界と云に至り大に省悟したまふ所あり直に方丈に詣りて所解を述べたまひしが介祖曰はく自己の一大事を究めんと欲せば些子の覺觸に於て則りを取ることを得ざれば汝更に去て工夫を做せと國師揖して退きたまひしが是より心を攝して夜も寝ねたまふことなく恰も仇敵の者と室を同ふして處るが如く須臾も油斷したまはず大に精彩を着けられけるとなん

按ずるに加賀國野々市の大乗寺(今は金澤にあり)は故教院たりしに現住澄海阿闍梨其大檀那富樫左衛門之尉藤原家尚と共に深く介祖の道望を欽慕し終に教院を革めて禪林となし介祖を請して開山となせり正應二年介祖其請に赴きたまふ事は傳燈介祖の傳に詳らかなり

正應三年庚寅 國師年二十三

正應四年辛卯 國師年二十四

正應五年壬辰 國師年二十五

永仁元年癸巳 國師年二十六

永仁二年甲午 國師年二十七

此數年の間常に大乘寺に在まし親しく介祖の訓誨を受たまふ謂ゆる或從知識或從經卷の金言を奉じ工夫請益怠たりたまはず又善く一切經を看讀し了れりとぞ然るはどに是年十月二十日の事なりしが介祖上堂ましくして趙州從諗神師の平常心是道と云る公案を擧示したまふを聞き豁然として徹證し乃はち曰く我れ會せりと介祖問

て云く爾ち作麼生か會す國師答て曰く黒漆の崑崙夜裡に奔る介祖云く未だ穩かならざるとあり更に一句を道へ看ひと國師曰く茶に逢ては茶を喫し飯に逢ては飯を喫す介祖笑みを合て云く爾ち向後當に洞上の宗風を起すべしと

永仁三年乙未 國師年二十八

是年正月十四日介祖國師に命じて入室せしめ高祖より葬祖笑祖より介祖まで嫡々相承したまへる處の法衣を授興し永くな斷絶せしめぞと附囑せしませり

永仁四年丙申 國師年二十九

細川刑部大輔頼春の屬將に阿波國海部の郡司某とて加州富樫氏の縁族あり是人嘗て國師の道望を聞き傾慕瞻仰深かりしがこの年采地に城滿寺を建て國師を請して此に住せたまつり大に敬禮を加へて法化を希がひたりしかば遠近の緇素徳に嚮ひ風に歸する者夥多しかりしとなん

永仁五年丁酉 國師年三十

遙に肥後の大慈寺に到り寒巖禪師を訪ひたまふ禪師大に喜びて手を把り宗乘を照揚

したまふ時に斯道紹由と鐵山士安の二師は寒巖禪師の高弟にして有道の聞たかゝりしが一日國師に就て垂示を請ひたまつる國師乃ち曰く釋迦老師一大事因縁の爲に世に出現し直に衆生をして佛知見を開示悟入せしめたまふ且らく道へ這箇の一大事作麼生か會せん門より入る者は家珍に非ず直に須らく自家の口を開き自家の話を説くべし若また未だ爾らざれば縦ひ五千四十八巻を説き得て七縦八横なるも只是れ法身量邊の事なるのみ是の大事に於て遠ふして遠し所以に人々只行往坐臥の處に在て一絲毫を添ふるとも也た得ず一絲毫を減ずるとも也た得ず會し去らす更に些子の氣力を費やさず纔に奇特玄妙の商量をなせば已に交渉なし言ふとを見すや動は即ち生死の本、靜は則ち昏沈の郷動靜双へ忘するも佛性を顛預す惣に不恁麼なるも畢竟如何んもし是れ旨外に宗を明むれば終に言中に則を取らずと紹由等此言を聞き實に甘露を飲むが如くなりき

永仁六年戊戌 國師年三十一

阿波の城滿寺に在まし始めて佛祖正傳の戒法を開きたまふ可鐵鏡西堂等得戒するも



の七十五人とを開けける其化益の盛なるおもふべきなり

按ずるに阿波の國城滿寺(又城萬寺と書るもあり)の事阿波誌其他の地誌古記など頗ぶる博くあさりしが少も考ひ得る所なし願ふに建武の兵亂などに早や亡滅に歸せるにや將た永正文の頃よりして元龜天正に至るまで四國九州の兵亂やむとさなし恰も蜂の巢の破れたるが如くなりしこと國史及び南海治亂記などに詳なれば是等の時にや廢滅しけん今は終に知り難ければ且らく疑を闕くにこそ

正安元年己亥 國師年三十二

介祖書を齎らし使僧を遣はして國師を召したまふ依て國師は直に城滿寺を辭し加州大乘寺に到りて介祖に隨侍し左右を補翼したまひけり

正安二年庚辛 國師年三十三

時々介祖に代りて衆の爲に說法垂誡したまへり傳光録の公案五十三則の示誨は蓋し是年正月十二日を以て其始めとなすといふ

正安三年辛丑 國師年三十四

富樫氏藤原家向來りて法要を問ふ國師ために告て曰はく佛祖單傳の妙旨は直に人をして心地を開明し本分に安住せしむ是を本來の面目を露すと名け亦本地の風光を露すと名く身心俱に脱落し坐臥同く遠離す不思善不思惡能く凡聖を超越し迷悟の論量を透過し生佛の邊際を離却す故に萬事を休息し諸縁を放下して一切なさを六根無作這箇は是れ阿誰ぞ曾て名を知らず身となすべきに非ず心となすべきに非ず慮らんと欲して慮絶し言はんと欲して言窮す若し能く此に於て分明ならば縁に對せずして而して照し眼雲外に明に思量せずして而して通し宗默說に朗かなり乾坤を坐斷し全身獨露」と富樫氏これを聽き了りて大に喜び心を傾けて益々崇敬を盡せしとぞ

乾元元年壬寅 國師年三十五

介祖この年八十四歳其老たまへるを以て院事を謝し國師に命して大乘寺の席を繼しめたまふ是に於て江湖の龍象ますます騷闐輻湊す中に就く峨山紹碩明峰素哲無涯智洪の諸師皆な衣を改めて國師に歸し化門甚だ盛んなりき

按ずるに傳光録の凡例に此録は師阿州より加の大乘に移住したまふ翌正安二年よ

り請益云々介祖は八十二歳にして定光院に退閑したまふ由記せれとそは大なる誤にて介祖は乾元元年壬寅八十四歳にて大乘寺の院事を謝したまひ國師三十五歳にして代りて住職したまひし事諸傳燈皆同じければ今これを確證となす

嘉元元年癸卯 國師年三十六

嘉元二年甲辰 國師年三十七

嘉元三年乙巳 國師年三十八

德治元年丙午 國師年三十九

德治二年丁未 國師年四十

この數年の間は大乘寺に安住したまひて接物利生法席日に隆んにして大雄の禮樂自から興り皆諸方叢林の楷即となれり然れば諸侯大夫士庶人に至るまで風を望んで瞻仰し資を施して法筵を賑起せしむるもの甚た多く坐禪用心記三根坐禪說信心銘拈提などの垂示撰述も概むねこの時に在しとぞ

延慶元年戊申 國師年四十一

介祖この年九十歳老病の兆候ましませしかば國師は接衆度生の暇必らず介祖の座側に侍り湯藥甘旨の供養みな親から之を奉し孝順至らざる所なかりし

延慶二年己酉 國師年四十二

斯て介祖の病漸やく重く遂に湯藥をも服したまはざれば九月十四日に大衆拜候して遺訓を請ひ奉りしが介祖手戰ひて筆を把り得たまはず乃ち國師に命じて代書せしめ恬然として脱去ましませり其津送より造塔に至るまで國師みな親から之をなしたまふ其孝順の深くして且つ厚き見聞せる道俗感歎かぎりなかりける

延慶三年庚戌 國師年四十三

是年九月十四日は介祖の一周忌たるを以てその眞を供養して上堂說法したまひしに天花亂墜の祥瑞あり參集せる士女その花を掬せるもありとかや

應長元年辛亥 國師年四十四

加賀國法苑山淨住寺の可鐵鏡西堂は嘗て阿州の城滿寺にて戒を國師に受けし後ます國師の道化を欣瞻し乃ち檀越と相謀り淨住寺を國師に譲り改めて開山第一世と

なしたてまつらんとて狀を具して懇請せしかば十月十日を以て大乘寺の院事を明峯  
素哲に接せしめ遂に其請に赴きたまへり

按ずるに洞上諸祖傳に先づ永光寺を造立し尋で淨住寺の請に赴きたまへる由し  
せるは誤にて洞上聯燈錄の慶長改元に至り大乘寺の院事を謝し法苑山に退居すと  
云るもの其實を得たりとなす

正和二年壬子 國師年四十五

能登の國に滋野信直と云る人あり其夫人平氏と共に嘗て深く國師の德音を欣慕し屢  
々使を大乘寺に遣はし國師を其邸内に屈請して供養恭敬欠る所なく受戒問法朝昏を  
問てざりき然れば是年春の頃天下の執權北條貞時に稟申し自家の山莊なる能州酒井  
保の地若干を國師に奉つる其狀に曰く我等此山を施す志は唯和尚一時の居住を望む  
のみ成壞興廢を念はず今より以後縱ひ貧士丐人に興へたまふとあるも我これを願ひ  
みず一度和尚に施せし後復た管領するとなし永く捨心を發し了れり何ぞ重ねて希望  
あらんと國師其喜捨心の至誠より發せるを感じまたひ之を納れて其地に築りたま

ふに奇峯怪巖播繞して并木鬱葱天日を隔離し其中間の平かなると掌の如し實に國師  
の尊懷に愜ひ竊に終焉の志ましませしかば忽ち跡を縛して庵居したまへり

正和二年癸丑 國師年四十六

此に富樫家尙の嫡男に藤原の家方と云るあり嘗て父家尙と共に深く國師に歸依した  
てまつりしかば若干の資財を拵て酒井保の庵地に伽藍をぞ建立しける然るに其經營  
の始めに當り十六大阿羅漢の中なる第八の尊者伐闍羅弗多羅阿羅漢應現ましくて  
種々の祥瑞ありしかば遠近の道俗其影響を見聞して隨喜讚歎かぎりなく頓て伽藍落  
成して開堂演法の盛典あり寺を永光寺と名け山を洞谷山とぞ號けたまへり斯て四來  
の雲衆日に集ひ忽ち一大叢林となる壺庵至簡珍山源照諸氏みな衣を改めて歸化した  
りける

正和三年甲寅 國師年四十七

能登國羽喰の郡司得田某と云る人光孝寺を建立して國師を請じ開山となし奉つる  
按ずるに羽喰の郡司得田氏は源賴朝の家臣得田章通の後裔なる由能登國誌に

見ゆ然れど光孝寺の事は今毫も考る所なし傳燈録を按ずるに後村上天皇興國三年辛巳(北朝光明天皇曆應四年)九月十六日に壺庵至簡禪師光孝の丈室にて遷化せられたる由しるせれども爾後誰ありて光孝寺の後董たりしといふを見ず蓋し當時越中の普門利清が足利尊氏の反に應じ能登の守護職中院定清と石動山に戦ひをなし又能登の吉見氏頼も尊氏に應じ屢々官軍と争ひしなど正平の頃能登の國一般に兵馬の地となりし事往々歴史に見えれば光孝寺は此頃の兵禍にや亡びけん加州大乘寺の古記録に能登の光孝寺は藏之介殿當國發行の時放火斷絶等と記せれども他に文献の徴すべきなく將た時代の相違もあれば信を置きがたし

正和四年乙卯 國師年四十八  
 正和五年丙辰 國師年四十九  
 文保元年丁巳 國師年五十

此の數年の間は或は時に大乘寺に赴きたまひ或は淨住寺または光孝寺に化を布きたまひしが多くは光孝寺に在まして化導純真なりしかば其徳望早く朝野に聞ゆ門庭の

盛んなる江湖に肩を齊ふる者なかりけり

文保二年戊午 國師年五十一

この年悲母八十七歳にして世を去りたまひ懷觀大姉とぞ號しまいらせける國師悲母の生涯念持したまひし觀音大士の聖像を得て之を供養し猶悲母に奉侍するの思ひをなしたまへり

元應元年己未 國師年五十二

秋八月滋野信直の夫人永光寺に來りて懇懃に出家得度を求めしかば國師は大に驚きたまひ且つ曰く昔永平師祖支那より歸朝して京都の建仁寺に在させしとき祖母の明智優婆夷を得度したまひしとありき我昨夜其事を夢みしゆへそゝろに懷舊の念切なりしが今夫人忽然來りて出家を求むそれ或は明智優婆夷の再來ならん歟と即ち與に得度して默譜祖忍尼とぞ名け給ひける

按ずるに祖忍尼は能州酒匂中川八郎平頼親の女にて十三歳の時滋野信直に嫁し資性温順佛乘を慕ふこと猶ほ宿習の如く嘗て國師の大乘寺に住したまひしより以來

歸仰渴望おこたらず初め邸内に屈請して受戒問法なせしより後ち山莊を上つりて永光寺を建るまで皆常人に異なりし由洞上聯燈錄卷の二の祖忍尼の傳に詳なりこの年九月八日峨山紹碩和尚は國師の眞像を拜寫して題贊を請はれしに乃ち書して與へたまへりいはく誰識庵中不死人。未レ搖ニ掌握ニ鎮ニ烟塵ニ凜々威烈無ニ等匹。三尺竹篋奪ニ劍輪。器宇廓落。絕學天真。眉毛爭到不疑地。端的眼睛又不親。と按ずるに此の親ら題贊したまへる眞影は今本山に秘藏したてまつれり

借また同し月の十五日に羅漢供養の講式を修したまひしに十六の尊者光りを放ちて應現の奇瑞あり宛も寶治三年に高祖の羅漢供養を永平寺に修したまひし時の景況と一般なりしとかや然れば爾後毎月十五日に必らず羅漢供養を修行するの恒規とは定められけり

元應二年庚申、國師年五十三

洞谷山のうち蓮華峯と號けたまひたる最と殊勝なる境致のありけるがこの年六月十八日にその勝地に就て一の堂宇を造立し圓通院と名けて悲母の生涯念持せられたる

觀音大士の尊像を安置したてまつり默譜祖忍尼に命じて香華供養の給仕たらしめたまふ

按ずるに聯燈錄に元亨二年の夏圓通院を建つと見わたるは元應二年の刊誤なるべし其は國師御眞筆の記事中に元應二年六月十八日先妣懷觀大姊追福のため圓通院を立つ云々とあるを證とすべければなり借また圓通院は今亡びて舊趾のみあり觀音大士の尊像は尙ほ永光寺に秘在せり

元亨元年辛酉、國師年五十四

能登國鳳至郡楯比莊に律院あり諸獄寺と名け行基僧正の開基にて觀音大士を本尊とし靈感日に新なりとて諸人の信仰あさからざりしが是年四月十八日の夜院主なる定賢律師夢みらく本尊薩埵慈憫大悲の光を放ち和雅柔輓の音を以て明かに告げたまはく今釋迦牟尼世尊より嫡々相傳ひたる第五十四世の大善知識本國酒井の洞谷山に出世して大に法輪を轉せられ實に靈山の會儼然未散なることを得たり汝ち速に此寺を彼の聖者に譲り永く佛法繁興の道場たらしめよと然るほどに國師も亦た同じ夜の坐

禪の床にましくして適さに是の好夢を感じたまふ謂く観音大士相好端嚴御手に未敷の蓮華を持ちたまひ忽然來儀して告て言はく我一所の寺址を舉て師に與へんと遂に國師を誘引して古寺の山門に到りたまふに大衆迎接威儀肅整たりしかば國師は思はず入門の語あり曰く總持一門。八字打開。と而してその古寺の結構を瞻たまふに向ふ那邊に高閣あり錦繡もて裝飾たる摩訶般若の經卷を備へ經の道邊に放光菩薩の聖像を安置せり四もに顧みれば琳宮紺宇併列して其數を知るべからず國師は大喝一聲せんとしたまひしに棲然定中の夢回りしかば暫し感歎やみたまはざりし

按ずるに放光菩薩とは支那の大廣善寺の山門上に安置する觀音地藏二菩薩の靈像あり常に光明を放ちたまふが故に世人これを放光菩薩と稱す而して今その靈像を摸刻するが故に亦た放光菩薩と稱するなり

さなきだに諸嶽寺定賢律師は素より國師の德望を聞て之を欣瞻すると尙しかりしに今又斯る靈夢をさへ感せしかば直に事の由を檀越に告げ將に洞谷に趨登りて國師を屈請したてまつらんとする折柄わたかも國師は化導の事ありて偶く楡比の莊に到

りたまへるにぞ定賢律師はこれを聞き飛びたつばがりに喜びて遽に迎ひたてまつり具さに靈夢の由を述ぶ國師も亦た包む所なく定中所見の有り様を説き示したまひしかば律師は深く奇瑞の符合せしに驚きますく歡喜讚歎して直に寺門を國師に譲り奉まつれり斯くて國師は事のいなみがたきをしるしめし頓て入院ましくして六月八日に開堂説法したまひしが嘗て夢中の入門に唱ひたまひし法語に取り寺を總持寺と改め名け元の諸嶽をばそのまゝ山號となしたまひ悉く律院を轉じて一大叢林をぞ興立したまへり是れ則ち今の大本山なる境地なり

然るほかに定賢律師は唯寺門を譲りたてまつりたるのみならず更に寺領等をも皆寄附せられしが其狀に曰く

諸嶽寺觀音堂寺領敷地事

右件寺地之境雜非〇〇分限東火尾限南厨谷向谷限西長峯限北荒志之横道爲末代之奉寄進之依勿令違犯莊元百姓等爲後見之狀如件

元亨元年七月二十二日

權律師定賢 花押

按ずるに此律師の直筆今本山に秘在せり而して古紙蠹殘重々に補綴し且つ其文甚  
た讀みがたし乃ち〇〇の如きは全く破壊して文字なし依て闕如す

秋八月 皇帝陛下十種の疑問を垂れたまひ孤峯覺明和尚を勅使として國師の答話を  
徴したまふ時に國師は速かに奏對したてまつる今其全文を左に記す

按ずるに孤峯覺明は始め紀州興國寺の法燈禪師に參じて旨を領せしが當時國師の  
大乘寺に住したまふを聞て特に來り請益せらるゝにぞ國師は苦ろに之を示誨し且  
つ記して曰はく備が化縁は出雲にあり行け自から滯ふると勿れと覺明去て出雲の  
宇賀の莊に寓す遂に檀越の歸依を得て雲樹寺を開き法を説くと果して國師の識に  
應せり後に後醍醐天皇の歸依を得て京師に登り屢々 陛下の左右に侍す故を以て  
今この使命を奉せしにや

勅問一に曰く祖意と教意とは是れ同か是れ別か

師云く祖と教とは水と波との如し豈異あらんや然りと雖とも教者は多く是れ教網に  
纏はれて脱洒なると能はず故に古來祖意に參じて旨を得る者甚だ多し太原の孚上座

は初め座主たり揚州の光孝に在て涅槃經を講ず一禪者あり雪に阻てられて寺にあり  
因て往て講を聴く三因佛性三徳法身に至りて廣く法身の妙理を談ず禪者失笑す座主  
講じ罷て禪者を請し茶を喫せしめて問て曰く某甲素志狹劣文に依て義を解す適々笑  
はるゝとを蒙むる到らざる處あらん伏て望むらくは教へられよと禪者曰く實に座主  
の法身を識らざるを笑ふ座主曰く此の如く解説して何れの處か不是なる禪者曰く請  
ふ座主更に説くと一遍せよ座主曰く法身の理は猶ほ大虚の如し堅に三際を窮め横に  
十方に亘り八極に彌綸して二儀を包括す縁に隨ひ感に赴きて周徧せずといふとなし  
禪者曰く座主説き得て不是とは道はず只法身量邊の事を説き得て實に未だ法身を識  
らざるとあり座主曰く然も既に是の如くならば禪者當に我が爲に説くべし禪者曰く  
還て信せんや否や座主曰く焉んぞ敢て信せざらん禪者曰く若し是の如くならば暫く  
講を輟め旬日室内に於て端坐靜慮し念を收め念を攝し善惡の諸縁一時に放却せよと  
座主一に教る所に依り初夜より五更に至りしが鼓角の聲を聞て豁然として契悟すと  
云ふ又西山の亮座主馬祖に謁す祖問ふ甚麼の經を講すと亮曰く心經祖曰く甚麼を將

て講す亮曰く心を將て講す祖曰く心は巧伎兒の如く意は和伎者の如く六識は伴侶たり争でか經を講じ得ることを解せん亮曰く心既に講し得ずんば是れ虚空講じ得ることなしや祖曰く却て是れ虚空講じ得ん亮拂袖して去る祖召して曰く亮と亮首を回らす祖曰く是れ甚極ぞ亮豁然として大悟す云々此外永嘉大師、圭峯宗密、良遂座主、長水子璣、本朝の傳教弘法 二師等祖師禪に參じて印證を得る者勝て計ふべからず勅問の二に曰く達磨は是れ香至國王の第三子にして四大五蘊具足の身なり何に依て一莖の蘆に乗る耶

師云く諸佛諸祖不可思議の神通妙用あり凡情の測るべき所に非ず偏に是れ佛法靈驗の致す所なり達磨は是れ香至王の子たりと雖ども實に是れ觀音大士の化身なり豈神通妙用なかるべけんや然りと雖ども祖師門下に於ては神通妙用を以て奇特となさず龐居士曰く神通並に妙用水を運び及び柴を搬ぶと

勅問の三に曰く禪家に謂ゆる不立文字教外別傳と然と雖ども一大藏教皆是れ文字なり禪家の語録また是れ文字なり若し文字なくんば佛祖の言教何に依て末世に流布せ

ん

師云く文字は是れ魚兔の筌蹄なり若し魚兔を得ば則ち筌蹄渾て是れ用所なし修多羅の教は月を標するの指なり若し月を觀べ則ち指もまた用所なし然れども人皆な筌蹄を認めて魚兔を得ず指頭を認めて月を觀ず故に不立文字と云ふなり世尊四十九年堅說構説し最後に至り一枝の華を拈じて衆に示したまふに衆みな默然たり唯迦葉尊者のみ破顔微笑す是れ即ち不立文字教外別傳の極致なり

勅問の四に曰く有るか曰く此身は四大假りに合するなり命終の時地大は地に歸し水大は水に歸し火大は火に歸し風大は風に歸すと然らば則ち何物ありてか地獄に墮する耶

師云く命終の時四大離散して一物なしと見るは外道の空見因果撥無の見解なり今生善惡の業因に依て來生に依身を感じ或は天堂に生じ或は地獄餓鬼畜生に入り種々の苦を受くると諸經の所説分明なり若し是れ大解脱人たるを得ば地獄なし天堂なしと説くべし



勅問の五に曰く人みな先考先妣の爲に靈供を備ひ茶湯を獻すと雖ども少許も消ると  
なし知らず供を受るや否や

師云く蜂の花を採るに但其味を取て色香を損せざるか如し何の消するとかこれわ  
らん哉又俱舎の世間品に曰く中有は香を以て食となし香を食するに由るが故に健達  
縛(此に尋香と云ふ)といふ少福の者は唯惡香を食し若し多福の者は妙香を食すと  
す云々

勅問の六に曰く世尊雪嶺に於て六載修行し明星現する時忽然として大悟して曰く我  
と大地の有情非情と同時に成道すと悟人は最も成道すべし迷人何に依て成道せん耶  
師云く經に曰く始知衆生本來成佛と云々衆生從本以來佛性を具ふと雖ども日に用て  
知らず釋迦老師成道の端的活眼を開て之を觀れば則ち草木國土悉皆成佛なり六祖曰  
く悟れば則ち衆生是れ佛迷へば則ち佛是れ衆生と生佛元隔なし迷が故に衆生となり  
悟るが故に佛となる衆生若し迷なくんば佛と何ぞ別ならん故に四十九年說法し迷の  
衆生を度して本有の佛性を見せしむ

勅問の七に曰く金剛經に曰く一切諸佛及び諸佛の阿耨多羅三藐三菩提法みな此經よ  
り出づと金剛經は是れ釋迦佛の所説なり然も一切諸佛此經より出づといふ知らず  
此經を先となす耶諸佛を先となす耶

師云く經の一字は常と訓じ法と訓ず法とは即ち理なり此法理は天地未分の先諸佛出  
興以前より明歷々たり此法理に契ふを諸佛となし此法理に違犯するを凡夫となす仁  
者は之を得て之を仁となし智者之を得て之を智となす阿耨菩提も亦た此の如し

勅問の八に曰く經に曰く大通智勝佛十劫坐道場佛法不現前不得成佛道と云々大通智  
勝佛すら十劫道場に坐して佛法現前せず今時の人一生坐禪修行して如何が佛道を成  
せん耶

師云く大通智勝佛十劫坐道場の後佛法現前して佛道を成せしとは教中の所説分明な  
り大通佛大勇猛精進の力を以て十劫を経ると食頃の如しと謂へり今時の人亦た大  
信根を具せば十劫を以て遠しとせざらん然と雖ども祖師門下に於ては別に生涯あり  
臨濟和尚曰く大通とは是れ自己處々に於て其萬法無性無相に達す名けて大通となす

智勝とは一切處に於て疑はず一法を得ず名けて智勝となす佛とは心清淨にして光明法界に透徹す名けて佛となすを得十劫坐道場とは十波羅密是なり佛法不現前とは佛本不生法本不滅なり如何ぞ更に現前あらん不得成佛道とは佛さらに作佛すべからず云々と然は則ち經文を以て上面に放在し臨濟の語を以て下面に移し來て之を見れば則ち何の解し難きことあらん哉

勅問の九に曰く經に曰く清淨の行者涅槃に入らず破戒の比丘地獄に入らずと清淨の行者は涅槃に入るべきに什麼としてか入らずと曰ひ破戒の比丘は地獄に入るべきに什麼としてか入らずと曰ふ耶

師云く涅槃地獄に於て二見を存するは小乗の見解なり善惡不二邪正一如の處に於て什麼の清淨と破戒とを論せん耶圓覺了義經に曰く衆生國土同一法性地獄天堂皆淨土たり一切の煩惱畢竟解脫云々と然らば則ち涅槃の求むべきなく地獄の厭ふべきなし何を清淨と破戒とを論せん耶

勅問の十に曰く朕趙州無の公案を以て提撕すること年尚し未だ透徹せざるを以て恨

となす如何が工夫用心すべき耶

師云く上來勅問の中此は是れ最第一の義なり故に蛇の爲に足を畫き強て注脚を下さん大慈禪師曰く僧趙州に問ふ狗子に還て佛性ありや也た無や州曰く無と此一字子乃ち是れ許多の惡知惡覺を推く底の器仗なり有無の會を作すと得ざれ道理の會を作すとを得ざれ意根下に向て思量下度するを得ざれ揚眉瞬目の處に向て築根するを得ざれ語路上に向て活計を作すとを得ざれ無事甲裡に颯在するを得ざれ擧起の處に向て承當するを得ざれ文字中に向て引證するを得ざれ但十二時中四威儀内に向て時々提撕し時々擧覺せよ狗子に還て佛性ありや也た無しや曰く無しと日用を離れず此の如く工夫を做し見よ月の十日に便ち自から見得せん云々と又曰く狗子に還て佛性ありや也た無や州曰く無と這の一字便ち是れ箇の生死の疑心を破る底の刀子なり這の刀子の欄柵只常人の手中に在り別人をして手を下さしむるを得ざれ須らく是れ自家手を下して始めて得べし又曰く礮石火閃電光の處に向て會するを得ざれ直に用心する所なく心の之く所なきを得んの時空に落るを怕るゝと莫れ這

裡却て是れ好處なり、蕤然として老鼠牛角に入り、便ち倒斷を見ん云々と伏して願はくは、皇帝陛下萬機之餘暇十二時中に、擧著提撕したまへ、話頭上疑ひ破るれば、則ち千疑萬疑一時に破れん、那時本地の風光本來の面目を徹證せんと必せり、至祝至禱、此の如く國師の奏對太はだ詳明なりしかば、大に帝意に慚ひ、欲感斜ならず、勅して紫衣を賜はり、且つこの年九月十四日、藤原行房卿に命じて、寺號の額を書せしめ、之を降賜して、特に優待を加へ、總持寺を擧て官寺となさしめらる。

按ずるに、大日本史卷百六十七に、藤原行房は從二位經尹の子なり、家を一條と號す、其先行成以來、家世々書を善くするを以て稱せらる、行房は官藏人頭左近衛中將に至る云々と見ゆ、總持寺勅額の本書は本山に秘藏せり。

元亨二年壬戌 國師年五十五

皇后御懷妊産期に臨んで、大に惱みたまふ乃ち、勅ありて、總持寺の放光菩薩を祈念したまふに、宮中たちまち靈徵あり、何くもなくして、快然分娩したまふ、是に於て上は紫闥より下は白屋に至るまで、國師の德音に欽服すると、愈々隆んなり、然れば是年八月廿八

日に、皇帝陛下特に繪旨を下したまひ、總持寺を以て日本曹洞の本山賜紫出世の道場となさしめたまふ、是より更に一宗の規格を興し、門風もとも熾んなりき。

元亨三年癸亥 國師年五十六

春二月無涯智洪に命じて、加州淨住寺の席を繼がしめ、壺庵至簡をして、能州光孝寺に住せしめたまふ、又明峯素哲は大乗寺より來て、親しく巾軸に奉侍せり。

正中元年甲子 國師年五十七

門庭の施設年一年より、熾んに雲兄水弟の競ひ來ると、一日より多し、その熱鬧なるに隨ひ、或は弊を生せんことを慮りたまひ、是年三月十六日、總持寺十條の龜鑑を書して、永く兒孫の遵式となさしめたまふ、其文に曰く、

一當寺は本と檀越なし、合に托益行乞して、以て住持行道すべきに、皇紹一たび降るに、迨びて、朝家萬年の功德所と爲り、是より山中稍々に、躋ひ足る予が嗣法の門人、今より百十年の後に到るまで、當山を仰て、本寺となし、輪流住持して、以て寶祚長久を祈り奉るべし。

一當寺は吾宗の第三刹たりと雖ども仰いて 勅諭に依て宗門瑞世の道場となす傳法の門人等他時異日當寺の規矩を遵守すべし

一當時は原と教院たり然れども定賢律師の懇請に因て教を革め禪となす所以に定賢律師を升て當山の開基となし靈位を設け香花を供して永く廢弛すると勿れ

一師資傳法は宗門の第一義なり匪人を許可して猥りに附法すると勿れ法門の窪隆此の事の舉措に在り

一子の門弟子は名利を離れ頭陀を行じ専ら戒律を持して三寶を敬重し佛制に違はず參禪學道すべし

一諸局職員もし常務を欠かば道蔭等其出頭を禁遏すへし雜僧驅鳥に在ては應に三日三夜を限り僧堂を出でずして坐禪せしむべし

一沙彌童行等三時觀經の外佛祖の法語を習學すべし若弛慢の者あらば痛く三頓を與ふべし

一寺中諸堂時を逐て掃地すべく少くも懈るべからず掃地に五利あり應に知るべし

一子の門葉殿門院宇の圯傾を睹ては則ち一唱百和相將ひて修葺すべし中外の費用は出る所より出し亟かに舊觀に復すべし

右條陳開具年を涉り日を彌りて乖悞すべからず如し違犯の者あらば果して予か門弟子に非ず速々應に法に依て擯出すべし併せて此に掲示す

斯くて清規法繩もすでに備足し復た闕乏なかりければ八月七日に峨山紹碩を擧て總持寺の席を繼がしめ嚴かに退院上堂の法式を修し了りて直ちに明峯素哲を率ひ酒井の永光寺にぞ赴きたまひける

正中二年乙丑 國師年五十八

春の頃より微恙を示したまへしが七月に至り遽かに書を發して悉く法嗣を座下に召し八月八日に永光寺の院事を明峯素哲に囑したまひ此日より衆のために八大人覺を提示せられ且つ曰く這は是れ釋迦牟尼佛より祖々相承し吾が師祖永平大乘の古儀なりと

同し月の十四日に淨髮沐浴したまひて徹通介祖の眞を供養し大に齋を設けたまひし

が翌十五日には恒例の羅漢供養を修し且つ衆のために説法せらるゝことさながら平常に異なる所もあらざりしに夜半に垂として鐘を鳴らし大衆を方丈に集めたまひしかば衆みな其時ならざるを怪しみしに國師は徐るに衣を整ひ座に登り衆に示して曰く念起是病。不續是藥。一切善惡。都莫思量。縵涉思量。白雲萬里。と又言く我れ化縁已に盡き泥洹時至る佛世尊は二月十五日夜に滅を示したまふ我今八月十五日夜半に衆を辞す同中に異あり異中に同あり汝等諸人這箇の道理を知らんと要すやと便ち一偈を書して曰く

自耕自種閑田地。幾度賣來買去新。無限靈苗繁茂處。法堂上見插鋤人。筆を抛ちて坐化したまふ大衆悲慟哀哭して燈燭の光りもために暗きが如し中に就く明峯素哲は迷悶して地に踏れ更に人事を辨へざると幾んど半時に及びしとぞ扱てあるべきに非ざれば翌十六日に訃音を四方に發遣せしが法子法孫優婆塞優婆夷遠近の道俗喪に會し哀をわぐるもの數千百人老若男女の隔てなく知ると識らざとを問はず恰かも考妣を喪するが如く寂として八音を遏密せりとなん加之鳥獸聲悲しみ

草木色を變ずるかど疑はる然れば靈籠を留むると七日なりしに尊容生るが如くましくていと道俗戀慕の情をまさしめたまへり斯くて永光寺の方丈にて入般涅槃の儀式を修し如法に茶菓珍羞香華等の供具を備へ毎日法事勤行し至心に孝禮を盡しつゝ二十一日に靈籠を庭前に移し法に依て茶毘したてまつりしに無數の舍利を得たりしかば乃ち大乘寺永光寺淨住寺總持寺の四處に分ち各々塔を建て之を供養し奉つり共に傳燈院とぞ號しける

國師入滅の後三十年を経て正平九年甲午の三月二日後村上天皇嘗て國師の德音を追崇したまひ 勅して佛慈禪師の徽號を賜ひ更にまた四百十有八年を経て安永元年壬辰の十一月二十九日に 後桃園天皇親しく宸翰を賜はり國師の嘉號を追諡したまふその 勅に曰く

勅。佛慈禪師。人天宗師。佛祖嗣嫡。奏對十事。叡問。爲賜紫出世道場。感得一夢。勝因。現放光動地。祥瑞。開法門於四處。振德化於八紘。身嘗雖沒竹塢白雲之室。經悠遠。名今得達楓宸。青鑑之闕。來永慕。苟思彼德。如遇其人。因

論 弘德圓明國師

爰に明治十年に至り曹洞教會の日に増し隆んなるも偏に祖師の餘澤なるに依り會衆信徒に於て其稱呼の區々ならざるためにとて兩本山の貫主故らに協議を盡され以來太祖と稱したてまつるべき旨を末派へ觸れ示されたり

總持 太祖 畧 傳 終  
開山

跋

此是述弘德圓明國師一代之勝躅者也古來定之而不詳乃爲我門之缺典今幸有琢宗教正成之初自出家後至泥洹歷々如覲國師何其精且明也一言一行以可爲百世摸範者孰不尊慕乎夫國師之於宗祖猶大鑑之於達祖我祖道至國師遍滿天下間有麟鳳時

出龍象使祖風為旺盛者皆莫不由其  
腕頭也嗚呼微國師後世兒孫何以得  
窺屋裡之樞機乎  
己卯三月法孫雪鴻謹識



明治三十年三月廿一日印刷

同 年同月廿五日發行

編輯者

今村金治郎

印刷者

竹尾幸次

曹洞宗務局  
御藏版書籍 弘通所

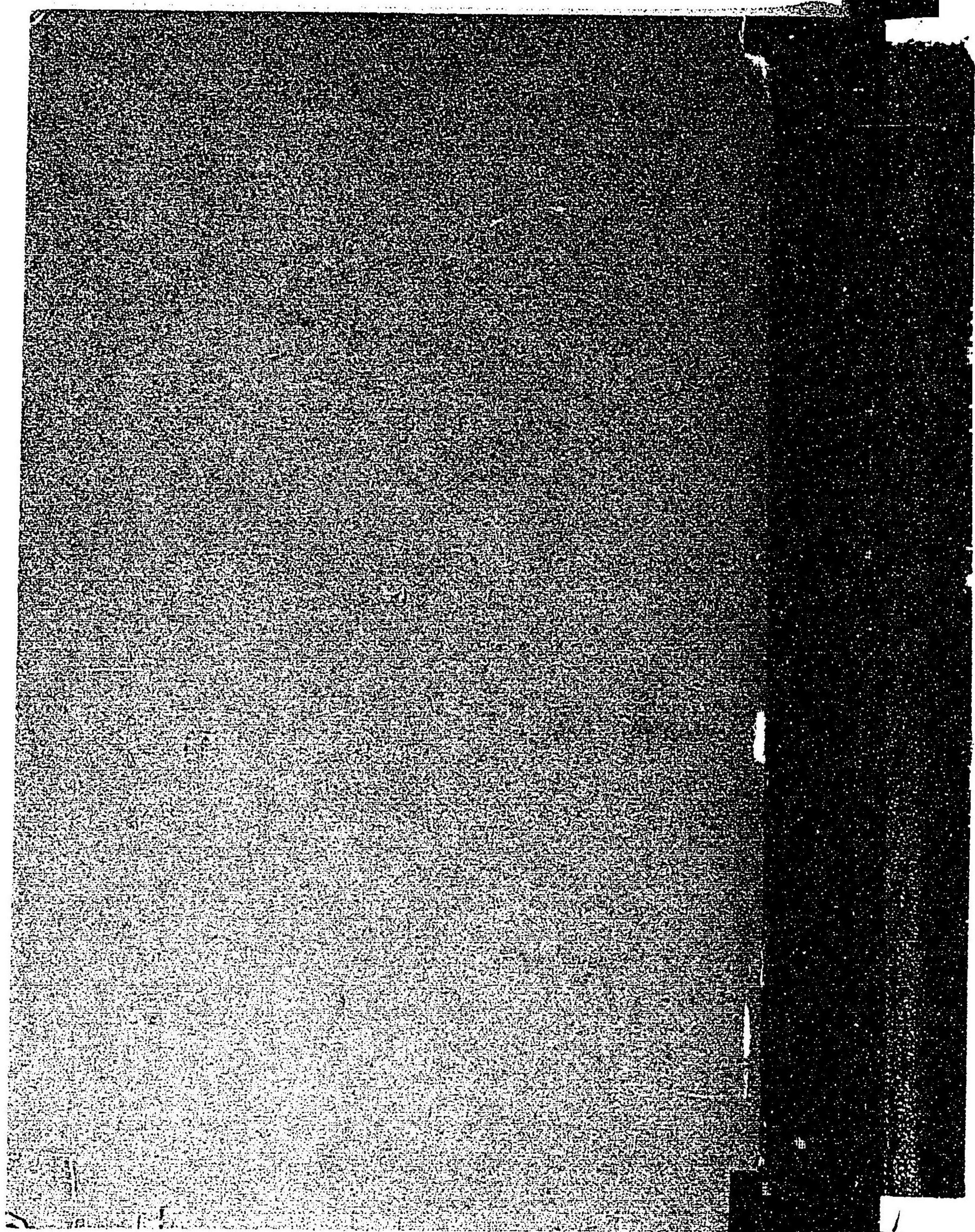
東京芝區露月町十八番地  
鴻盟社

印刷所

佛敎活版所  
弘文舍  
東京芝櫻田本郷町十四番地

D-3





2

總持  
開山太祖略傳

国立国会図書館

019657-000-6

特49-42

總持開山太祖略傳

今村 金治郎/編

M30.3

ABG-0446



特4

